

## 第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

### 1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握による名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

### 2 市の対策

#### (1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

#### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

ア 75歳以上の高齢者

イ 身体障害者手帳1・2級保持者（ただし視覚障害者は3級まで、音声言語そしゃく機能障害者は4級まで）

ウ 精神保健福祉手帳1・2級保持者

エ 療育手帳A・B保持者

オ 介護保険の認定を受けた者

カ その他災害時において配慮を必要とすると認められる者

#### (3) 避難行動要支援者名簿の記載内容

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

## 第4章（災害予防計画）

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### (4) 避難支援等関係者への名簿の提供

市は、災害の発生に備え次の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 滝川地区広域消防事務組合本部及び滝川消防署

イ 北海道警察札幌方面滝川警察署

ウ 滝川市民生児童委員

エ 滝川市社会福祉協議会

オ 滝川市内の各自主防災組織の代表

カ 滝川市内の各町内(自治)会の会長

キ その他避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

### (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

### (6) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を年1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

### (7) 名簿情報の提供の保護と管理

市は、避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。

### (8) 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立退きの勸

告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(9)緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者に対しては、地域ぐるみの協力の下、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(10)避難支援等関係者等の安全確保

ア 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 収容避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(11)防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(12) 社会福祉施設の対策

ア 社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や心身障がい者（児）などのいわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておくとともに、特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

ウ 社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

### 3 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の避難状況の確認及び早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動及び要配慮者の状況を把握し、適宜道や近隣市町等へ応援を要請する。

### 4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施